

今回の改正により、手続きが必要な方

手続きが必要な方	手続き方法・提出方法
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方 ②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外である方	●児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ・請求者の保険証の写し(国民健康保険の場合は不要)
③新たに多子加算の算定対象となる大学生年代の子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方	●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費の負担についての確認書
④支給対象となる高校生年代の児童の住所が西会津町にない方	●別居監護申立書 【必要な添付書類】 ・児童の住民票

受給資格者(請求者)について

西会津町に住所を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方

※父母ともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方（生計中心者）が手当の受給資格者になります。

請求書受付期間・提出先

令和6年10月15日（火）まで

《最終提出期限》令和7年3月31日（月）

西会津町福祉介護課子育て支援係まで

令和6年10月15日（火）までに提出がない場合、令和6年12月支給に間に合わない場合があります。また、最終提出期限までに提出がない場合、拡充された児童手当を遡って受け取ることができません。申請を受付した翌月分からの支給となります。

公務員の方

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、西会津町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期、提出書類は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問合せください。

お問合せ先・提出先

〒969-4402 西会津町尾野本字新森野53

西会津町福祉介護課子育て支援係（こゆりこども園内）

TEL 0241-45-4332（午前8時30分～午後5時）